令和7年度 事業計画

基本目標

企業一体となった 安全活動を推進して 地域社会に貢献しよう

業務重点

- 1 組織をあげた安全運転管理の推進
- 2 マイカー事故防止対策の推進
- 3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底
- 4 地域と連携した交通安全活動の推進

業務重点

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

- ア マイナンバーカードと運転免許証の一体化が本年3月24日から開始され、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証は、従来の免許証と異なり直接免許情報を確認することができないことから、適正な手続きに基づき慎重かつ確実な免許情報の確認に努める。
- イ ドライブレコーダーやテレマティクスなど新たな管理システムの導入により、安全運転管理体制の充実強化を図る。
- ウ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進する。
- エ 交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実による交 通安全意識の浸透を図る。
- オ 各種表彰制度の活用により、安全運転意識の高揚を図る。
- カー外国人従業員向けの交通安全教室を積極的に開催する。
- キ 大型自動車免許、中型自動車免許及び第二種免許の運転免許受験資格の 特例並びに若年運転者講習等を周知する。
- ク 送迎バスの置き去り事案を防ぐため、送迎バスには国のガイドラインに 基づく安全装置を設置するとともに、目視確認するなど送迎バスの安全管 理を徹底する。

(2) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 法定講習の受講が安全運転管理の基本であることから、警察本部交通部 交通総務課及び警察署交通課と連携することにより安全運転管理者等全員 の受講を目指し、安全運転管理能力の向上を図る。
- イ 交通事故の発生傾向や特徴を分析した資料等を提供し、事故実態に応じ た指導を促進する。

- ウ 安全運転管理者等に運転適性検査指導者講習を受講させ、管理能力の向上を図る。
- エ 運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認、記録の1 年保管に加え、検知器の有効期限や動作の点検確認等、安全運転管理者の 業務遂行を徹底する。

(3) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 安全運転管理者未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃を図る。
- イ 安全運転管理協議会への入会を勧奨して交通安全活動への参加を促し、 交通安全の充実と組織基盤の強化を図る。

(4) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

- ア 警察署長・地区協議会長の連名により「安全運転管理モデル事業所」の 委嘱を行い、安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を 図り、その成果を各事業所及び地域に波及させる。
- イ モデル事業所の活動状況を機関誌「AAKK」で紹介し、優秀な事業所 には表彰を行う。
- ウ 安全運転管理モデル事業所活動の実施要領 … ホームページ「安全運 転管理モデル事業所活動」のとおり

(5) 交通安全教育の強化

- ア 歩行者保護運転を徹底する。
- イ 「ながら運転」の違法性を啓発するとともに、「ながら運転」が引き起 こす事故の重大性、悲惨さ等を浸透させてその根絶を図る。
- ウ 新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立を図る。
- エ 運転適性検査を実施して結果を活用する。
- オ 「エコ&セーフティ無事故・無違反運動」に参加する。
- カ 特に高速道路においては、追越し用の車両通行帯を漫然と走行すること なく、適切な車間距離を確保し、車両ごとの法定速度を遵守するなど、安 全走行を徹底する。

(6) 高齢ドライバーの事故防止対策の推進

- ア 交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教育などを通じて、高 齢ドライバーに身体機能の変化を理解させる。
- イ 加齢に伴う身体能力の低下を補う機能を備えた安全運転サポート車は、 その安全機能を過信すれば事故抑止効果も失われてしまうことから、ドラ イバーとしての責任を持った安全運転を徹底する。
- ウ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となったドライバーに対しては、 当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施するほか、安 全運転サポート車の導入と運転免許証自主返納の検討を促す。
- エ 一定の違反のある高齢運転者への運転免許更新時における運転技能検査 や申請による運転免許の条件付与(サポカー限定免許)等を周知する。

(7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

- ア 交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進する。
- イ 夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、前 照灯を早めに点灯するライト・オン運動を推進する。
- ウ 夜間、歩行者等を早期に発見するため、ハイビームの活用を徹底する。

2 マイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を確実に掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認する。
- イ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な 指導を行う。
- ウ 本年4月1日に施行される改正道路交通法施行規則により、最高出力を 抑えた総排気量125CC以下の二輪車も原付免許で運転できる「新基準原付」 が運用になるが、2段階右折など原付特有の交通ルールに変更はないこと 等、原付の交通ルールを再度、周知徹底する。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

アードライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行を促す。

- イ 優良運転者に対する表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交 通安全意識の高揚を図る。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行う。

(3) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用を徹底する。
- イ 二輪車運転者に対してヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、 エアバッグジャケットの着用を促進する。
- ウ 自転車利用時のヘルメットの着用を促進する。

(4) 飲酒運転等根絶対策の推進

- ア 飲酒運転の根絶に向けた規範意識を確立する。
- イ 飲酒運転を助長する環境を根絶する。
 - (ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導を徹底する。
 - (イ) 飲酒運転周辺三罪 (酒類提供・車両提供・同乗) の根絶運動を推進する。

(5) 自転車安全利用の促進

- ア 昨年11月1日から自転車を運転しながらスマートフォン等を使用する「な がらスマホ」の罰則が強化され、併せて「自転車の酒気帯び運転」が新た に罰則の対象となったことなど、自転車の交通ルールを周知徹底する。
- イ 自転車利用者に対し、「自転車は車のなかま(車両)であること」を認 識させるとともに「自転車安全利用五則」を周知して実践させる。
 - <自転車安全利用五則>(令和4年11月1日改定)
 - ① 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用

- ウ すべての自転車利用者に対し、ヘルメット着用を周知徹底するとともに 自主的な反射材用品の着用を推進する。
- エ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促す

(6) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等の周知

特定小型原動機付自転車の交通方法等について、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなど一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として走行場所が自転車と同様となるなど、新たな交通ルール等を正しく理解し、遵守するよう周知する。

3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底

(1) 交通安全意識の共有

- ア 自動車の安全機能が急速に進化している今日こそ、ドライバー自身の安全 全意識が重要であることの理解を深める。
- イ 安全運転を続けることの価値を認め合い、相互に交通安全意識を高め、 広く共有することによって安全で快適な交通環境を創出するための意識基 盤を醸成する。
- ウ 高齢者の身体機能が低下することは当然であり、そのような高齢者に対して多くの安全行動を期待するのではなく、ドライバー自身が高齢者の過失やミスを補う運転行動を徹底するなど、「車が人を守る」交通安全意識を共有する。
- エ 多発する交差点関連事故の抑止を図るため、道路交通法に定められた右 左折方法等を周知徹底する。

(2) 歩行者保護運転の徹底

- ア 横断歩道付近では積極的に歩行者や自転車の発見に努め、横断中や横断 しようとしている歩行者等がいた場合には、横断歩道の手前で確実に停止 する。
- イ 路面に表示された「ひし形 (ダイヤマーク)」は前方に横断歩道がある ことを示しているので、走行中の路面にダイヤマークを見つけたらアクセ ルを戻して減速し、前方の横断歩道周辺における横断歩行者等の有無を確

認する。

- ウ 特に住宅地を通行するときは、横断歩道以外の場所でも歩行者等が横断 することを予測して慎重に通行する。
- エ 子供や高齢者は、道路を横断するときに接近する車に気がついていない ことがあることから、道路を横断していたり、横断しようとする子供や高 齢者を見掛けた場合には、自車の接近に気付いていないことを前提として 減速・停止し、子供や高齢者を守る思いやり運転に努める。
- オ 信号無視や乱横断(横断禁止場所での横断等)等をする歩行者や自転車もいることを予測した運転に努める。

4 地域と連携した交通安全活動の推進

(1) 各季の交通安全運動

- ア 春の全国交通安全運動 4月6日(日) ~ 4月15日(火) (10日間)(県内一斉大監視 4月10日(木)午前7時~午前9時)
- イ 夏の交通安全県民運動 7月11日(金) ~ 7月20日(日) (10日間)(県内一斉大監視 7月16日(水)午前7時~午前9時)
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日(日) ~ 9月30日(火) (10日間)(県内一斉大監視 9月26日(金)午後4時~午後6時)
- エ 年末の交通安全県民運動 12月1日(月) ~ 12月10日(水) (10日間) (県内一斉大監視 12月5日(金)午後4時~午後6時)

(2) 交通安全の日等

ウ 横断歩道の日

ア 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)、9月30日(火)

毎月10日

イ こどもを交通事故から守る日 毎月10日

エ 高齢者を交通事故から守る日 毎月30日(2月は末日)

高齢者交通安全週間 9月14日(日)~9月20日(土)

高齢有父連女至週間 9月14日(日)~9月20日(土) オ 自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日

自転車・二輪車安全利用月間 5月 バイクの日 8月19日(火) カ 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日 飲酒運転根絶強調月間 12月

キ「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 6月11日(水)~6月20日(金) 11月11日(火)~11月20日(木)

(3) 各種交通安全運動の推進

ア 歩行者保護運動

横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化する。ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに対して渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進する。

- イ 「ながら運転」等の根絶
 - (ア)「ながら運転」の根絶
 - (イ)「妨害運転」の根絶
- ウ 飲酒運転の根絶
 - (ア)「飲酒運転四(し)ない運動」の推進
 - 運転するなら酒を飲まない。
 - 酒を飲んだら運転しない。
 - 運転する人に酒をすすめない。
 - 酒を飲んだ人に運転させない。
 - (イ)「ハンドルキーパー運動」の推進

自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間等を送り届ける。

- エ 交通安全スリーS運動
 - Stop (ストップ)
 - ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
 - ・横断歩道や交差点では歩行者優先
 - ・飲酒運転の根絶
 - ② Slow (スロー)
 - ・こどもや高齢者を見かけたらスローな運転

- ・見とおしが悪い交差点では徐行
- ③ Smart (スマート)
 - ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中にはスマート フォン等を絶対使用しないスマートな運転
 - ・シートベルトの全席着用の徹底
 - ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、 環境に配慮したスマートな運転
- オ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)
 - (ア) 点灯時刻の目安

日没時刻の概ね1時間前(雨天等視界の不良時は、昼間でも点灯)

- (イ) 歩行者・自転車利用者の明るい服装と反射材用品の活用促進
- カ 「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動
 - ~ 後部座席を含む全席着用率100%をめざして ~

(4) 街頭活動等の推進

- ア 地域の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロ の日等を中心に、積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を 推進する。
- イ 交通安全立哨活動は学童横断場所を中心に実施するなど、通学保護にも 配意する。
- ウ 地域住民との交流会を開催する。

一般業務

1 会議等

(1) 社員総会

事業計画・予算、事業報告・決算及び本会運営上の重要な事項を審議する。

(2) 理事会

会務の執行に関する事項、総会に付議すべき事項などについて審議する。

(3) 会長 · 副会長会議

本会運営の重要事項を協議する。

(4) 会長報告

四半期毎に業務の推進状況を報告し、本会の適正かつ円滑な運営に資する。

(5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

事務処理の効率化を図るため、地区協議会事務担当者を集め、「全体会議」を開催する。

(6) その他

上記のほか、緊急に処理しなければならない事案が発生した場合には、臨 時に会議を開催する。

2 機関誌「AAKK」の編集発行

安全運転管理対策、安全教育資料、安全運転管理モデル事業所等及び地区協議会の活動状況などを掲載した機関誌「AAKK」を編集発行して安全運転管理情報の共有化を図る。

3 ホームページの刷新及び「i(アイ) ネット」による交通情報等の提供とネットワークの確立

現ホームページを新しいデザインや機能等を導入することで、会員等が簡単に求めている情報を見つけられるように改善するほか、交通安全情報の配信システム「iネット」の普及促進を図り、警察本部交通総務課の協力を得て情勢に対応した交通情報などを迅速に提供する。

4 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

警察、県・市区町村、地区協議会、(一財)愛知県交通安全協会等の交通安全 関係機関・団体との連携を強化し、安全運転管理等に係る情報の共有化を図る。 また、県安管は、中部管区内はもとより全国の安全運転管理協議会等とも連携 して安全運転管理活動の向上を図る。

5 交通安全教育用DVDの貸出

交通安全教育用DVDを整備して会員事業所への無料貸出しを実施し、交通 安全教育の充実を図る。

6 運転適性検査指導者講習会の実施

事業所において運転適性検査を実施する指導者を養成するために「運転適性 検査指導者講習」を開催し、警察本部長の「運転適性検査指導者資格者証」を 交付する。

資格者は、事業所においてドライバーに対する運転適性検査を積極的に行い、 検査結果に基づいた個別指導を行う。

7 エコ&セーフティ無事故・無違反運動の実施

会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日の7月11日(金)から12月31日(水)までの約半年間「エコ&セーフティ無事故・無違反運動」を実施して、達成した チームを表彰し、個人に記念品を贈呈する。

8 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討してホームページ及び機関 誌「AAKK」に掲載する。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用する。

9 表彰

(1) 優良ドライバー表彰 (通年表彰)

ア 愛知県安全運転管理協議会長表彰

 (ア)優良運転者
 金賞
 500人位

 (イ)優良運転者
 銀賞
 500人位

イ 地区協議会長表彰

優良運転者 銅賞 500人位

(2) 愛知県交通安全推進協議会長表彰(県知事·1月表彰)

ア 交通安全功労者 1 人

イ 優良安全運転管理協議会 2 協議会

ウ 優良安全運転事業所 3 事業所

(3) 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰等(1月表彰)

ア 交通栄誉章

(7) 緑十字 金章 1 人以上

(4) 緑十字 銀章 2 人以上

(ウ) 緑十字 銅章(9月表彰) 3 人以上

ウ 交通安全優良事業所 6 事業所

(4) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(5月表彰)

ア 優良安全運転管理協議会 5 協議会

イ 優良安全運転管理指導者 10 人

ウ 優良安全運転管理者等 150 人

工 交通安全優良事業所 150 事業所

才 優良自動車運転者 110 人

(5) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰 (5月表彰)

ア 優良安全運転管理協議会

3 協議会

イ 優良安全運転管理者等

14 人

ウ 交通安全優良事業所

12 事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長·愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(123月 表彰)

エコ&セーフティ無事故・無違反運動

達成チーム

個人 記念品

以上、表彰受賞者等の推薦及び事務を処理する。

法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施する。

1 実施期間及び回数

区	分	_	般	講	習	オンライン講習
安全運転管理者講習		38回				12回
副安全運転管理者講習		11回				3 回

2 講習受講率の向上

未受講者へ再通知等による受講勧奨に努めるなど、警察署交通課との連携により講習受講率を向上させ、交通安全教育基盤の充実を図る。また、会場未受講者等を対象としたオンライン講習及び昨年4月に運用開始された講習手数料のキャッシュレス化を促進して受講者の利便性を図る。

3 講習内容の充実

警察本部交通部を始めとする関係機関、団体等との情報共有により、講習テキスト内容の充実を図る。

専門的知識を有する部外講師に対しても交通情勢の変化等に関する情報提供を行い、効果的な講義となるよう講義内容の質的向上を図る。

4 講習時間割

(1) 安全運転管理者

時 間	内容
9:15~9:45	受 付
9:45~9:55	受 講 案 内 等
9:55~12:00	講習
12:00~12:45	休 憩
12:45~16:30	講習

(2) 副安全運転管理者

時 間	内容
12:00~12:30	受 付
12:30~12:40	受 講 案 内 等
12:40~16:30	講習

5 講師

(1) 愛知県弁護士会

ア 弁護士宮 嵜 良 一 氏イ 弁護士中 根 克 弘 氏ウ 弁護士西 脇 明 典 氏エ 弁護士堀 江 亮 介 氏オ 弁護士清 水 誠 治 氏

- (2) 交通評論家 矢 橋 昇 氏
- (3) 椙山女学園大学 情報社会学部 教授 羽 成 隆 司 氏
- (4) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 加藤 一幸氏 スポーツウェルネス委員会ヘルス部門部会長
- (5) 一般社団法人日本自動車連盟 愛知支部
- (6) 中日本高速道路株式会社 名古屋支社
- (7) 名古屋大学未来社会創造機構 特任准教 小 嶋 理 江 氏
- (8) 株式会社ディ・クリエイト代表取締役 上西一美氏
- (9) 前(公社)愛知県安全運転管理協議会専務理事 小 林 眞 氏